

生計維持関係申告書C 高校生を除く18歳以上の子の申請用

★消せるボールペンや鉛筆で記入したもの、記入漏れがあるものは受付できません。 ★裏面のチェックシートにて、認定の可能性を確認してから提出してください。

扶養申請にともなう〔誓約書〕

本申告書に記載した内容に虚偽がないことを誓約いたします。

扶養認定後、その状況に変更があった場合は「健康保険被扶養者(異動)届」により速やかに減員の手続きを行います。

また、届出を怠つたり事実と異なる届出を行っていた場合は、遡って資格取消を受け、当該期間の療養費・給付金のすべてを返還いたします。

健康保険の記号

番号

被保険者氏名(自署)

申請被扶養者氏名

続柄

年齢

※被扶養者に配偶者がいる場合は「生計維持関係申告書G」も必要です

※長男、二女、養子、配偶者の子、など

国籍
(該当に○)

日本

外国籍 → 住民票の在留資格が「特定活動」の場合は「指定書」が必要

同別居
(該当に○)

同居

別居 → 初めて扶養申請する方は、被保険者との続柄を証明できる書類(戸籍全部(個人)事項証明書(注1)など)が必要

必要書類
(全員)

① 対象者世帯全員の住民票(注1) ※マイナンバーと本籍地は省略、その他の省略NG
※海外居住者は添付不要、「生計維持関係申告書H」が必要

② 課税・非課税証明書または所得証明書(注1) ※源泉徴収票など他の書類はNG

※市区町村役場発行、申請時点入手できる最新年度のもの、金額表記が「***」または「文言表記」はNG(無収入の場合も市区町村役場で申告を行い「0円」表記のものを入手)

※前年中(1~12月)に1日も国内に住民票が無かつた方で、現在日本在住の方に限り添付不要

※②に記載されている収入が無くなっている場合は、それを証明できる退職証明書・廃業届などを添付

※すべてコピー可

申請の事由	※該当する項目すべてに <input checked="" type="checkbox"/>	事由発生日	必要書類	※すべてコピー可
□ 被保険者の健保資格取得に伴う		資格取得日： R 年 月 日	「事由発生日まで被扶養者が加入していた健康保険」を参照	
□ 退職		退職日： R 年 月 日	退職日がわかるもの(注2) ※退職証明書、離職票、退職源泉徴収などいずれか1部	
→ 雇用保険失業給付を <input type="checkbox"/> 受給する予定(延長、待期、制限期間中を含む)				
<input type="checkbox"/> 受給しない → <input type="checkbox"/> 加入期間不足 <input type="checkbox"/> 雇用保険未加入 <input type="checkbox"/> 就労意思なし <input type="checkbox"/> その他()				
□ 自営業を廃業		廃業日： R 年 月 日	廃業届	
□ 雇用保険の受給終了		支給終了日： R 年 月 日	雇用保険受給資格者証(両面) ※支給終了日が記載されたもの	
□ 傷病手当金・出産手当金・育児休業給付金の受給終了		支給終了日： R 年 月 日	支給決定通知書 ※支給終了が確認できるもの	
□ 収入が減少			収入減の内容がわかるもの ※連続する直近3ヵ月の給与明細(注3)など	
□ 海外帰国または家族の帰国に伴う		住所を定めた日： R 年 月 日	今後の居住地 (該当に○)	日本・海外
□ 外国籍の方の入国および呼寄せ		住所を定めた日： R 年 月 日	住民票の在留資格が「特定活動」の場合は「指定書」	
□ 養子縁組		養子縁組日： R 年 月 日	戸籍全部(個人)事項証明書(注1)	
□ 養子縁組していないとの同居開始		同居開始日： R 年 月 日		
□ 他者の扶養から異動		異動発生日： R 年 月 日	健康保険資格喪失証明書(注2) ※夫婦間の子の扶養異動の場合は不要	
□ その他()			勤務先事業所(退職者はホンダ健保)へお問い合わせください	

事由発生日まで被扶養者が加入していた健康保険	必要書類	※コピー可		
□ 社会保険	<input type="checkbox"/> ホンダ健保に加入	※これまでの記号・番号を右に記入→	記号	番号 (右詰め)
(任意継続を含む)	<input type="checkbox"/> 他の健保に加入		健康保険資格喪失証明書(注2) ※被扶養者の申請事由が「退職」または「夫婦間の子の扶養異動」の場合は不要	
□ 国民健康保険	<input type="checkbox"/> 未加入			

被扶養者の現況と今後の収入	※該当する項目すべてに <input checked="" type="checkbox"/>	必要書類	※すべてコピー可	今後の収入額
□ 給与収入(パート、アルバイト含む)		連続する直近3ヵ月の給与明細の(注3)		円/月
□ 自営業	全員	確定申告書B(第一表・第二表)		
収入あり 該当するもの	□ 一般・農業・不動産	・収支内訳書または所得税青色申告決算書(控)一式 ・直近12ヵ月分の「営業等・農業・不動産 収入額申告書」(健保指定)		
	□ 株式・資産運用	・申告書第三表・第四表(一・二)・第五表、確定申告書付表(1・2面)、計算明細書(1・2面)、特定口座年間取引報告書のうち該当するものすべて		
□ 障がい年金		最新の年金振込通知書 ※紛失の場合は年金支給元へ再発行を依頼してください		円/年
□ 雇用保険失業給付受給中		雇用保険受給資格者証(両面) ※支給期間と金額が印字されているもの		円/日
□ その他()		勤務先事業所(退職者はホンダ健保)へお問い合わせください		円/月
□ 就職活動中				
□ その他()		勤務先事業所(退職者はホンダ健保)へお問い合わせください		

[申立欄] ※無職無収入である詳しい現況、「その他」に該当する項目の具体的説明など

※裏面も必ずご記入ください⇒⇒

注1 公的証明書(戸籍全部事項証明書、住民票、課税・非課税証明書、所得証明書など)は交付日より3ヵ月以内のものに限ります。

注2 証明書は事由発生日以降に交付のものに限ります。(退職証明書・資格喪失証明書など)

注3 連続する直近3ヵ月の給与明細は給与支払者・受取者の名称が記載されているものに限ります。記載がない場合は健保所定の「給与支払額証明書」をご使用ください。

【申請に関する注意事項】

◆提出期限は扶養となる事由の発生日より30日以内です。31日以上経過した場合は、受付日(健保すべての書類を確認した日)が認定日になります。

◆添付する証明書等はすべてコピー可です。証明書等の手配に係る諸経費は被保険者負担です。ケースによっては、上記以外の書類が必要になることがあります。

生計維持関係申告書C 高校生を除く18歳以上の子の申請用

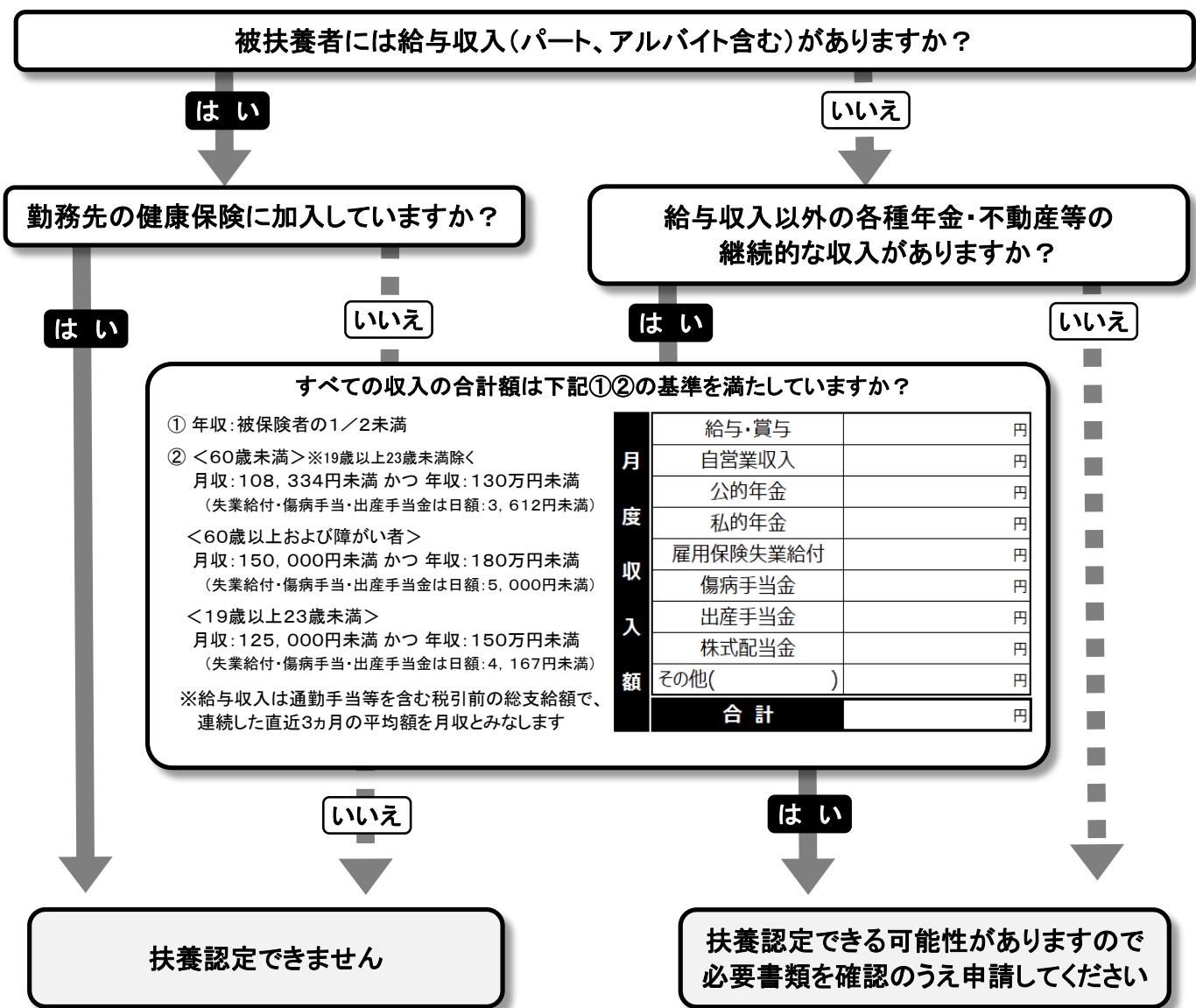
- ◆ 夫婦が共同して子を扶養する場合は、下記を原則として認定を行います
 - ・ 年間収入(過去・現時点・将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)の多い者の被扶養者とします
 - ・ 夫婦双方の年間収入が同程度(1割程度以内の差)である場合は、届出により主として子の生計を維持する者と判断します

① 被保険者に配偶者はいますか？	<input type="checkbox"/> いる	同別居 (該当に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 同居	→ ②へ	
	<input type="checkbox"/> いない	→ A	<input type="checkbox"/> 別居		
② 配偶者はホンダ健保の扶養に入っていますか？	<input type="checkbox"/> はい	→ A	<input type="checkbox"/> いいえ	→ ③へ	
③ 配偶者は現役で勤務するホンダ健保の被保険者ですか？	<input type="checkbox"/> はい	記号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	番号 (右詰め)	<input type="checkbox"/>
	▶ 配偶者は産前産後休暇中 または 育児休業中ですか？ <input type="checkbox"/> はい → B <input type="checkbox"/> いいえ → A				
<input type="checkbox"/> いいえ	→ B				
↓	↓	↓			↓
A. 配偶者の収入確認不要			B. 「生計維持関係申告書」を提出 ※配偶者も同時に扶養申請する場合は不要		

扶養認定チェックシートC 子（※高校生を除く18歳以上）

★生活保護法による保護を受けている方は扶養認定できません

★被扶養者に配偶者がいる場合は「生計維持関係申告書G」も必要です



- ・被扶養者の認定は健康保険組合にて最終的に判断します。必要書類を提出しても必ず認定されるわけではありません。
- ・認定できないと判断した場合は、「不認定通知」にてお知らせします。申請書類の返却は行いません。